

## 乳児用食品の規格基準が適用される食品に対する表示について

平成 24 年 1 月 18 日  
消費者庁食品表示課

## ．表示を義務付ける必要性

厚生労働省が示した食品中の放射性物質の基準値案では、乳児用食品に一般食品より低い基準値を適用することとしている。

厚生労働省の資料では乳児用食品を「健康増進法第 26 条第 1 項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの乳児の飲食に供することを目的として販売するもの」としている。

このうち については、商品によっては、外見上消費者が乳児用食品の規格基準が適用される商品であるか否かを必ずしも判別することができない。

このため、消費者が食品を購入する際にその食品が乳児用食品又は一般食品のいずれの基準が適用されるものであるかを判別したうえで商品選択ができるよう、厚生労働省の規格基準策定を踏まえて乳児用食品に係る表示基準を策定する。

(参考) 乳児用食品の範囲(厚生労働省の審議会資料をもとに作成)

健康増進法第 26 条第 1 項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの(乳児用調製粉乳)

乳児の飲食に供することを目的として販売するもの(消費者が表示内容等により乳児向けの食品であると認識する可能性が高いもの)

- ・ 乳幼児を対象とした調製粉乳(フォローアップミルク等の粉ミルクを含む)
- ・ ベビーフード
- ・ 乳幼児向け菓子
- ・ 乳幼児向け飲料(飲用茶に該当する飲料は飲料水の基準を適用)
- ・ その他(服薬補助ゼリー、栄養食品等)

## ．表示基準(案)の考え方

上記の主旨を踏まえ、乳児用食品に以下の表示をするとともに、乳児用食品以外の食品に、乳児用食品と紛らわしい表示をしてはならないこととする。

## 1．乳児用食品の規格基準が適用される食品に対する表示

乳児用食品の規格基準が適用される食品には、その旨を表示することとする。

具体的な表示例については、以下のものが考えられる。

- ・「本品は（食品衛生法に基づく）乳児用食品の規格基準が適用される食品です。」
- ・「乳児用規格適用食品」
- ・「乳児用規格適用」

## 2. 省略規定

表示の目的が乳児用食品を判別することにあるので、商品に付されている表示等から、当該商品が乳児用食品の規格基準が適用される食品であることが明らかなものについては、1. の表示を省略できることとする。

省略できる場合の具体例については、以下のものが考えられる。

- ・「（特別用途食品の）乳児用調製粉乳」との表示が付されている食品  
特別用途食品の乳児用調製粉乳には、「乳児用調製粉乳」と表示されており、また、許可マークに「乳児用食品」と表示することとされている。
- ・「ヶ月齢から」との表示が付されている食品  
乳児の月齢範囲を含む対象月齢が表示されており乳児向けと判別できると考えられる。
- ・「ベビーフード」との表示が付されている食品  
ベビーフードという用語が一般的に乳児向けと認知されていると考えられる。
- ・その他、乳児向けであることが判別できる表示が付されている食品  
（例）
  - ・調製粉乳（フォローアップミルクなど）  
乳等省令において、「生乳、牛乳若しくは特別牛乳又はこれらを原料として製造した食品を加工し、又は主要原料とし、これに乳幼児に必要な栄養素を加え粉末状にしたものをいう。」と定義されており、また、該当の商品は「調製粉乳」と表示することとされている。

- ・特別用途食品のうちアレルギー除去食品及び無乳糖食品  
これら商品には、「母乳代替食品」といった表示が付されており、  
乳児向けと判別できると考えられる。

### 3. 紛らわしい表示の禁止

乳児用食品の規格基準が適用されない食品に、乳児用食品と紛らわしい表示をしてはならないこととする。

#### . 主なスケジュール（いずれも平成 24 年）

- 1月18日 : 消費者委員会食品表示部会（表示基準案の審議）
- 1月下旬目途 : パブリックコメント（30日間）  
WTO / SPS 通報（60日間）等
- 3月下旬目途 : 消費者委員会食品表示部会  
（パブリックコメント、WTO 通報結果等報告）
- 4月中目途 : 表示基準に係る改正内閣府令の公布、施行  
（経過措置については要検討）

**(参考)食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令  
(平成 23 年内閣府令第 45 号)**

**特定保健用食品の表示基準**

(第 1 条第 2 項第 41 号)

特定保健用食品にあつては、特定保健用食品である旨(許可又は承認の際、その摂取により特定の保健の目的が期待できる旨について条件付きの表示をすることとされたもの(以下「条件付き特定保健用食品」という。))にあつては、条件付き特定保健用食品である旨) 許可又は承認を受けた表示の内容、栄養成分量、熱量、原材料の名称、内容量、一日当たりの摂取目安量、摂取の方法、摂取をする上での注意事項及びバランスの取れた食生活の普及啓発を図る文言

**アレルギー表示の省略規定**

(第 13 条)

第 1 条第 2 項の規定にかかわらず、特定原材料を原材料とする加工食品であつて、その名称が特定原材料を原材料として含むことが容易に判別できるもの(以下この条において「特定加工食品」という。)にあつては当該特定原材料を原材料として含む旨の表示を省略することができ、特定加工食品(乳(乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和 26 年厚生省令第 52 号)第 2 条第 1 項に規定する乳をいう。以下同じ。))を原材料とするものを除く。))を原材料とする加工食品にあつては特定原材料を原材料として含む旨の表示は、当該特定加工食品を原材料として含む旨の表示をもって、これに代えることができ、特定原材料に由来する添加物を含む食品であつて、当該特定原材料又は当該特定原材料を原材料とする特定加工食品を原材料として含む旨を表示しているもの及びその名称が当該特定原材料を原材料として含むことが容易に判別できるものにあつては当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨の表示を省略することができ、特定原材料に由来する添加物であつて、その名称が特定原材料に由来することが容易に判別できるものにあつては当該特定原材料に由来する旨の表示を省略することができる。

**紛らわしい名称等の表示禁止規定**

(第 1 条第 6 項)

保健機能食品以外の食品にあつては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨の表示をしてはならない。